

# 口座振替による納税

県では、納税に便利な預金口座振替制度を実施しています。この制度は、納期のたびに、ご本人の預金口座から自動的に振替納税ができる「自動振替制度」です。納付のために県税事務所や金融機関へ出向く手間がなく、便利で、現金を扱う必要が無いため安全です。また、納期限を過ぎてしまうことなく確実に納税することが可能です。

## 口座振替のできる税目

自動車税種別割と個人事業税です。

## 取扱金融機関

指定金融機関、指定代理金融機関および収納代理金融機関の県内支店（P36 参照）です。

※ゆうちょ銀行は除きます。

## 利用できる方

上記の各取扱金融機関に預金口座のある方です。

※普通預金、当座預金または納税準備預金に限ります。

## 申込手続

最寄りの県税取扱金融機関窓口、福井県税事務所、嶺南振興局税務部および各県税相談室窓口にて「県税口座振替依頼書」が用意してありますので、この用紙に住所、氏名、電話番号、預金口座番号、自動車の登録番号、課税番号（個人事業税の場合）などを記入していただき、ご提出ください。

《申込手続に必要なもの》

### ●自動車税種別割

印鑑（預金通帳にご使用の印鑑）、預金通帳の口座番号の控え、自動車の登録番号の控え

### ●個人事業税

印鑑（預金通帳にご使用の印鑑）、預金通帳の口座番号の控え、課税番号の控え

※個人事業税の課税番号は、「個人事業税納税（納付）通知書兼領収証書」に記載されています。

## 申込期限

### ●自動車税種別割：3月末まで

### ●個人事業税：6月末まで

※上記の期限を過ぎますとご提出された翌年度から口座振替が開始となります。なお、金融機関にご提出の場合、金融機関から県税事務所等へ郵送する必要がありますので、お早めにご提出ください。

# キャッシュレスでの納税

パソコン、スマートフォンを使ってインターネットからキャッシュレスで納税ができます。いつでも、どこでも納付できるので大変便利です。

## ①スマートフォン決済アプリによる納税

### 納付できる税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税（種別割）

### 利用手続

納付は、スマートフォン決済アプリ（PayPay、LINE Pay、モバイルレジ、au PAY、d払い、J-Coin Pay）で納税通知書に印字されているコンビニ支払用のバーコードを読み取り、手続きを行ってください。

## ②クレジットカードによる納税

### 納付できる税目

自動車税種別割（当該年度分のみ） ※納付できるのは納期限までです。

### 利用手続

納付は、福井県 HP から指定納付受託者の HP へ移動し、納税通知書に記載されている「納付番号」、「確認番号」を入力し、手続きを行ってください。

### 決済手数料

クレジットカードによる納税をご利用いただくにあたり、決済手数料がかかります。なお、この手数料はクレジットカード利用に係るシステム利用料として指定納付受託者にお支払いいただく手数料であり、福井県の収入となるものではありません。

※注意!! 口座振替の手続きをされている方はご利用できません。  
コンビニや金融機関等の窓口ではキャッシュレスによる納税はできません。